

第7回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第7回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年8月22日（金）13：00～15：26

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、林参与、藤谷参与、
松前参与、弥永参与、湯浅参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

（1） ガイドラインの検討に関する討議

第4章（公益信託認可の申請等）

第5章（公益信託の財務規律・情報開示等）

（2） ワークショップ・調査研究について

3. 閉会

○湯浅座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から事前連絡をお願いいたします。

○豊福企画官代理 それでは、事前の御説明をさせていただきます。

本日の参与の出席状況について御報告いたします。

大塚参与、岡本参与、溜箭参与、弥永参与、藤谷参与がオンラインで御参加となっております。

今回、会議室ではお一人に1つずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わりましたらオフにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の研究会の留意事項をお伝えいたします。

前回と同様の説明になりますが、資料としましてガイドライン案イメージを添付しております。これはイメージを持って議論いただくための参考資料であり、検討漏れや不十分・不適切な表現等がある可能性があるものとして提示しており、研究会の議論を踏まえて全般的な見直しを予定しております。なお、検討漏れの論点、ガイドラインの表現ぶりや記載内容について御意見等があれば、別途書面で御提出いただければ、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上を踏まえ、研究会において御提示した論点について簡潔にコメントいただきますよう、お願い申し上げます。

○湯浅座長 それでは、議事に入りたいと存じます。議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず事務局から「（1）ガイドラインの検討に関する討議」の「第4章（公益信託認可の申請等）」につきまして御説明いただいた後に、出席者の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

では、事務局は簡潔に御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 それでは、引き続き説明させていただきます。

横書きの第7回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の資料を使ってまいります。

冒頭数ページはロードマップ的に毎回つけているところで、今回第7回ではガイドライン等についての意見交換を行う予定にしております。

7ページに本日御意見をいただきたい事項を整理しておりまして、ガイドラインの検討

に関する討議としまして2つ、第4章、第5章、第4章については公益信託認可の申請等に係る部分になっています。こちらはガイドラインのイメージでいけば資料2のところですよ。

第5章につきましては公益信託の財務規律等に関する部分でございまして、こちらは今月と来月の2回にわたって説明、整理をしていく予定で、今回前半部分となっております。

それでは、早速ですけれども、9ページ以降について第4章のところを説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、事前説明にて御意見等もいただいておりますので、事前にお渡ししたものから一部見直さないし追加等をしたところもございまして。大きな見直し分については内容をもって説明しますけれども、それ以外につきましては、前月同様、論点部分のみを説明させていただきます。

それでは、10ページになります。こちらでは信託行為に関する留意事項としまして記載しております。

まず、1点目の上段のほうですけれども、公益信託の認可と信託行為及び信託の効力の発生タイミングの考え方を整理しております。以前、事前説明では少し違った説明をしましたけれども、ここでは認可に際しましては細部を含む正式な信託行為の内容が確定し、その内容での信託行為の成立を求めるとしております。それで、信託行為の成立、いわゆる契約の締結につきましては、認可の前ないし認可の後に両方とも可能と考えております。

ただ、そのときの効力の発生の方法といたしましては、下に少し整理しておりますけれども、認可前と認可後において若干変わってくるかということになります。かつ、認可前につきましては印紙税がかかってくるということになっていますので、この点を少し明記しているところでございます。

続きまして、下段の帰属権利者についてとなります。こちらは一部先生方から意見をいただいたところもございましたので、①のところの1行目に最劣後は②の方法をというのを追記しております。もともと順位を付して複数の個別団体の名称等を書いていましたけれども、法的には個別団体が帰属権利者になることを放棄することも可能ですので、最後の最劣後の部分ではバスケット的なことを置いてはどうかということでこういうふうにしております。

また、明記した団体が不祥事等を起こして、そういう場合は合理的な理由があるということであれば、受託者とか委託者、信託管理人とか合議制機関も含めて、この中での合意でもって順位の変更ができることを可能にしたかどうかという意見をいただいておりますので、そういうことで採用しております。

続きまして、11ページになってまいります。こちらは任意的記載事項の話になってまいりますけれども、委託者の権限についての考え方を明記しているところでございます。こちらについては大きな変更等はしておりませんので、論点だけ説明させていただきます。

12ページも同じように論点だけになりますけれども、公益信託の目的についての記載の考え方と記載例についてどのような形がよろしいかということで、右のほうに対応方針案を記載しているところがございます。こちら大きな変更はございませんので、先に進ませていただきます。

13ページは上下2つありますけれども、信託財産に属する金銭の運用に関する部分になります。この運用というのはいわゆる利殖目的での運用という前提で少し整理をしております。

まず1点目としましては、運用といわゆる収益事業、公益信託の場合は公益事務のみを目的とするというところがございまして、収益事業はできないという関係で、この2つの線引きというのをどこに置きますかというのが一つの論点です。

2つ目なのですが、信託財産に属する金銭の運用につきまして、信託行為にどこまで求めますかということを考えているところがございます。当然、利殖目的ということですので、金銭が増えるような運用を行うのですけれども、その際の運用の対象ですとか、目標のリターンとか、そういうところによって運用の中身も全く変わってこようかと思えますので、受託者がある程度運用について適切なものができるような形での運用の枠組みみたいなものが必要ではないかということで幾つか書いているところがございます。

続きまして、14ページでございます。こちらは合議制機関についての論点になってまいります。ここからはいわゆる相対的記載事項となりますので、合議制機関を置く場合には信託行為に明記をするということになってまいります。

そういう合議制機関につきまして、3つほど論点を掲げております。適正な運営のために必要不可欠なものについてどのような考え方をしますかですとか、信託行為に定める範囲についてどのようなことを定めますかと、例えば、施行規則の1条の13号では職務、権限、委員数、選任の方法等を定めることになっていきますけれども、それをどこまで明記しますかというのが論点の2つ目です。

3点目が合議制機関の委員の選任の在り方について少し掲げているところがございます。こちら事前の説明から大きく変わっていないので、内容は少し省略させていただきます。

続きまして、15ページになります。こちらは利益相反行為等についての具体的な例示ということで、何回か前の研究会で参与の先生方から御質問がありましたので、例示的に1つ2つ書いております。例1が利益相反に関する部分で31条1項の話、例2がいわゆる競合行為に関する話で32条1項の話になっております。

続きまして、16ページになります。こちらの相対的記載事項に関わる部分ですけれども、利益相反行為等を行う場合は信託行為への記載が必要となります。信託行為に記載がないときというのは利益相反行為を行わない、もしくは行うことができないような前提で公益信託法は考えているところがございます。

仮に当初の信託行為において、利益相反行為について特段の取り決めを行わなかった場合において、将来的に何らかの必要性が生じた場合、どのような扱いをしますかという論

点になっております。少し複雑なのですけれども、御説明しますと、いわゆる信託法のデフォルトルールと公益信託法の考え方の整合というのはどのようなところへ着地しますかというのが一つの大きな論点かと考えているところでございます。

個別の中身については以前説明したとおりでございますので、今回は割愛してまいります。

続きまして、17ページでございます。こちらも同じく31条1項、いわゆる利益相反取引に関する部分でございます。取引条件についてどのような考えを示すかということで論点に掲げておりました。A案、B案2つの考え方をお示ししておりまして、A案は受託者が第三者との間で行っている通常の条件を取引条件とする。B案は受託者が負担した費用ですとか原価を取引条件とするというような考え方の案を示した上で、事前の説明の段階ではA案をということ言っておりましたけれども、今回、事務局内で再度いろいろ調整した結果なのですけれども、両案を並列的に採用するということにしております。

そういう意味で、①が従来からあった①で通常の客観的な取引条件と比べて受託者に有利にならないミニマムベネフィット的な水準、②といたしまして受託者が負担した費用または原価を合理的に算出できる場合は、当該算出した結果をもって取引条件というこの2つがありまして、この①でも②も対応ができない場合には、従前あった②についていわゆる重要な事実を開示して信託管理の同意を得たということで整理をしているところでございます。当然ながら、この場合については、信託概況報告で当該行為についてきちんと報告をするということを求めているところでございます。

続きまして、18ページから信託行為ではなくて、公益信託認可の申請に関する部分になってまいります。

18ページの部分は、受託者が個人である場合の自宅の住所というのが論点になってまいります。この住所におきましては、計算書類等の書類を据え置いたり、閲覧請求があった場合に対応するような住所になってまいります。この住所を住民票に記載がある、いわゆる居住している場所にするのか、それとも別の場所にするのかみたいなことを論点に挙げているところでございます。最近の個人情報保護の観点等もございますので、仮に事務所等を構えて、そちらでこういう公益信託事業を行うことであれば、そちらのほうでこのような書類も置くこともあろうかということで、2つの住所を容認ということで考えているところでございます。

続きまして、19ページになります。上段の遺言信託における申請というのは追加で掲げているところでございます。公益信託は遺言信託、いわゆる遺言にて信託というのを設定することも可能になっております。遺言信託の受託者の確定というのは遺言の効力発生後となりますので、遺言信託における公益信託の申請は遺言の効力発生後に行うということを考えております。

それと、ここに受託者の確定がなぜ遺言後なのかということを2つほど書いていますけれども、遺言というのはいつでも撤回が可能でありますし、その内容も変更が可能でありま

す。そういう意味で、遺言者の生存中においては、公益信託に係る内容の削除ですとか変更の可能性というのは否定できませんので、最終的に決まるのは遺言者が亡くなったときになるのではないかということでもまず1点目です。

2点目でございます、遺言の中に受託者となる者が指定されておいても、指定された者というのは公益信託を引き受けるか否かというのは選択できるようになっております。そういう意味で、仮に遺言に指定されたものが公益信託を引き受けなくなった場合には別の者、これは裁判所が受託者を選任するということがデフォルトルールになっています。従って、受託者となろうとする者が何らかの形で確定した段階以降でないと申請というのは難しいのではないかということで、こういう形にしているところでございます。

続きまして、19ページの下段でございます。こちらは受託者個人、いわゆる経理的基礎を充足するために、個人の受託者の固有財産に属する財産の状況とか収入を明らかにする書類ということで論点に挙げております。中身については事前に説明したものから変更はございませんので割愛をしております。

最後、20ページになります。委託者が承諾したことを証する書面となっておりますけれども、公益信託法7条1項では、公益信託の申請というのは受託者となろうとする者が信託行為を証する書面ですとかそういうものを添付して提出するということになってまいります。そういう意味で、受託者はそのような行為、委託者が受託者に行う行為ですとか、そういう信託行為の中身についてきちんと理解もしくは説明を受けて了解しているということを分からせるための書類というのを求めているので、どのようなことを書くかというのが論点に挙がっているところでございます。こちらの中身については変えておりませんので、説明につきましては省略とさせていただきます。

私のほうからの説明は以上になってまいります。

○湯浅座長 では、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。オンラインの御参加の方でも、御意見がございましたら挙手ボタンでお知らせください。

では、よろしくお願いいたします。皆様、いかがでしょうか。

弥永参与、よろしくお願いいたします。

○弥永参与 ありがとうございます。

遅れるかもしれないと思って、既に意見書案を出させていただいていたのですが、今御説明いただいた16ページの利益相反取引ですが、次のページでA案とB案と挙げられているところなのですが、ここのところでA案みたいな考え方を取ったほうが良いという理由は、つまり、①のような考え方を取ったほうが良いという理由はどの辺にあるのかというのが気にはなっているのですが、それはさておいて、私はこの③というのが実は問題ではないかなと思ってまして、それはどういうことかと申しますと、効率的に算定できない、つまり、費用とか原価を合理的に算出できないときは信託管理人の同意でと書かれているわけですが、信託管理人に選ばれる方々というのは、恐らくル

ールに従っているかどうかとか、手続がきちんに行われているかどうかというのをチェックする能力はあると思いますけれども、取引条件が妥当かどうかということについての専門家ではないと思うので、このようなことについて、やはり信託管理人に対して求める任務としては、過酷と言ってはいけないのかもしれませんが、能力を超えているのではないかという気がするわけです。

そもそも受託者が負担した費用とか原価を合理的に算出できないような場合というのは、言わば受託者のいろいろな費用とかそういったものの算定についての体制が整っていないからなのではないかと思われまして、つまり、合理的に算出できないという場合というのは、通常、受託者の体制が整備されていなければならないと考えてもいいのではないかと。そうだとすると、この①、②に当たらないような場合については、受託者との利益相反取引について対価をゼロとするというルールにしたほうがいいのではないかと。対価がゼロになるということであれば、受託者の方も負担した費用とか原価を合理的に算出するような体制を整備するような動機づけもできますので、③というのは信託管理人の能力として想定されるものに照らしても、また、受託者に対する動機づけというか、体制整備に対する動機づけという点からも好ましくないのではないかと思った次第です。

以上です。

○湯浅座長 弥永参与、ありがとうございます。

では、ただいまの弥永参与の御意見に対して、事務局から御回答をお願いいたします。

○豊福企画官代理 この取引条件を適正なものにするのは何かというのは、信託業界においても大変難しい世界観があるもので、何がどこまでできるかというのはもう一度よく考えてみたいと思っております。

ただ、信託法のデフォルトルールの中でも重要な事実を開示して、受益者、公益信託の場合は信託管理人になりますけれども、信託管理人の承認を得たときというのは一つありますので、この辺りの関係をもう一度よく整理してみようと思っております。

今の段階では以上になると思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの参与の方。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 関連なので、少しだけ発言させていただきます。

私が提出した意見で、本日配られた参考資料だと26ページに書いてあるのですが、私はこのB案のほうを見たときに、これは普通に信託銀行の人が見て考えるのは、自己取引というよりも、信託法第48条、49条にある受託者が一旦費用を立て替えて払うという場合に該当するようなことを書いたのかなとも思いました。その場合は自己取引にはならないので、そういう説明もここに1つ加わるといいなとまず思っていたのですが、今、弥永先生のお話を聞いていて思ったのは、ひょっとすると、ここの②に書いてるのは、買ってすぐに渡すような場合だったら分かると思うのですが、買ってしばらくたっ

た場合だと合理的に算出できるかどうか分からないと。そのような場合には、まず②を使うのはやめて①の方法に行くという選択肢もあるのだろうと考えて、この②はどういうケースを想定しているのかというのが、弥永先生がさっきおっしゃった当然管理されているべきだということに該当するかどうかということにかかってくるのかなという気がして聞いておりました。

以上です。

○豊福企画官代理 ①はどちらかというと事業者が受託者になっていて、ほかの第三者の一般のお客さんがいるようなケースで、そのお客さんと同じような条件というのをイメージして、②は自分で使用する前提で一旦物を仕入れた上で、その物を信託側が自分のニーズに応じて使用するような形を少しイメージしておって、逆に②のほうは事業者以外で第三者との間で取引等を行っていないようなケースというのもうまく拾えるようにしたらどうかということを少しイメージしたところでございます。

○大野次長 若干付け加えますと、②というのは多分NPO法人などが受託者になっている場合があります得るのかなと。そのときの人件費を直接ここから持ってくるというようなことがしやすいのかなと思っています。

それから、先ほど吉谷先生からも話がありましたけれども、いつ買ったものか分からないけれども手元にあるものを使いましたというときに、うるさいことを言うまでもなく、買ったときの価格で出しますよというぐらいのことはいいのだろうなと思っております。

それに比較すると、①というのはむしろ幅広く事業をしている場合における、まさに信託銀行のようなところが受託者になる場合にはなじむのだろうと。③の場合が本当にあるかどうかということにつきましては、弥永先生の御指摘も踏まえて改めて検討していきたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

大塚先生、よろしくお願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。

同じところなのですけれども、弥永参与のおっしゃることはもっともだとは思いますが、③の位置づけをどういうふうに考えるかというところについて少しコメントいたします。

通常は恐らく①あるいは②によって信託行為に記載をすることができるかなとは思いますが。その上で、③が必要になるのはどういう場合かというと、信託行為をする時点では、例えば②によって算出は難しいという場合かなと思います。公益信託認可を受けた後ある程度時間が経過して、信託行為に書かれた利益相反取引をする。しかし、その時点で初めてどれだけの費用がかかるとか、原価がかかるとかというのが合理的に算出できる。そういった場合に、③のような対応ができないとすると、そういった利益相反取引をする場合には改めて信託行為を変更して、これを変更認可してもらおうという形になるかと思うのですけれども、それが果たして必要なかというところが問題となると思います。

仮に③によったといたしましても、信託管理人が適切な能力を持っているということ

前提といたしますが、そういった信託管理人が採用できれば、信託管理人の同意によってきちんと対応していくこともできますし、または信託概況報告にそういった内容を記載することによって行政庁の監督も可能であるということだとすると、もちろん常にこの③の対応ができるとは思いませんが、信託管理人にふさわしい人がいる、要は信託行為の③のような書き方をするのにふさわしい信託管理人がいるということを前提にすれば、③のような対応は常に不適当だということにはならないのかなと私は考えております。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から補足をお願いできますでしょうか。

○豊福企画官代理 参考にさせていただいて、少し考えさせていただきます。

○湯浅座長 基本的には①もしくは②で、①、②で対応できない最後の手段として③がある、③はレアなケースというような位置づけなのですかね。

○大野次長 そのように考えております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、御意見等はございますでしょうか。この章は様々なことが論点でございまして、いろいろあるかと思いますが。

岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 事前に提出した資料で説明資料に対する意見書を提出しているのですが、配付資料の中に入っていないように思うのですが、事務局の方、いかがでしょうか。

○豊福企画官代理 まだ全てをうまく整理できていませんので、頂いた資料というのは昨日頂いたExcelのものですよね。

○岡本参与 そうです。こちらに入っているのかな。ごめんなさい。シートを別に分けていたので、どちらも入っているのかしら。

○豊福企画官代理 参考資料2が資料1への意見ということで整理したところになります。ほかと同じようなフォーマットに変えたので、こういう形にしております。

○岡本参与 これは参考資料2なのですね。

○豊福企画官代理 1が資料2に対する御意見ということで。

○岡本参与 今の利益相反取引のことについては書いていたかと思うのですが、いかがでしょうか。番号が出せなくて申し訳ないのですが、利益相反取引の件はページ数でいくと15ページにいいのかしら。15ページにありました。ありがとうございます。資料の確認ができていませんで申し訳ありませんでした。

事例として挙げられているものの話について、一つ一つ丁寧にどうなのかということについて議論しています。一般に価格があるようなもの、ないようなものとあるのですが、信託法の条文についても、信託法の31条の話でずっとやられているかと思うのですが、31条だけで見ると妥当かどうかということについて意見書のほうに出していますので、その辺りについては確認をしていただきたいと思います。

つまり、費用として、受託者が出した場合について、それについて補填することができるわけですね。信託財産から補填することができるということになっているかと思うので、そういう意味での費用として出したものを48条ですね。受託者が信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合に該当するということになるのですが、物品や役務を販売するもの、役務（サービス）を販売するものであると言えるかという、販売ではないことは明らかで、商取引関係ではないと思います。だから、商取引関係ではないけれども、財やサービスの提供があった場合について、それについて原価あるいは価格について正確に求めさせるというようなことを皆様方は考えておられるのかな。規模が非常に大きいような団体であるかもしれませんが、そうではなくて、小さな場合で子ども食堂をやっていて、食材を丁寧に購入してやるというようなこともあるかもしれませんが、同じ人が働いていてサービスを一緒につくって委託するような場合もあるし、いろいろな場合が考えられるので、そんなに簡単に原価が幾らで価格がどのようということが算定できないことはたくさんあると思います。

最初の御意見の中で、それをやらないのは受託者の能力がないという話がありましたが、それは非常に大きな規模の場合はそうですが、小さな規模の場合にはそういうことが能力の問題ではなくて実務上ほとんど不可能な場合がたくさんあると思いますので、一律にそういう形で物品や役務（サービス）を販売するものであるということを前提にした議論を立てるのはよろしくないのではないかというのが私の意見です。それが一点です。

それから、それ以外についても、例示されていた幾つかのものについても意見を書いておりますので、その辺りについても、いつも私の意見で時間がなくなることが多いので申し訳ないと思っていますので、意見書のほうに丁寧に書きましたので、そちらを読んでいただけたらと思っています。

それから、今回の御議論の中で31条2号2項の取扱い方について若干問題があるのではないかなと思いますので、その点についても当該説明資料の16ページにすることとして書いてあります。そこについても御参照ください。

それから、利益相反について、ほかのところでもそうですが、それから、第4章のみならず、第2章、第3章についてもそうですが、例えばそれこそ100億を超えるような信託と1000万を下回るような信託を同一の規制ですということとは根本的に無理があるということとをずっと言っているのに、その点についての配慮がなくてずっと同じように展開しているという議論になっているものについて、これまでのこの研究会の議論でも何回も規模別の規制方法が重要ではないかという意見も出てきましたし、それから、事務局提案の中でも軽量型というような言葉も使われてきたことがあるかと思うのです。そういう点でも、利益相反の例えばその一つを丁寧に議論するということについても、そういう配慮というのがやはり必要になると思いますので、その点について確認をしていただきたいと思います。

ほかにもありますが、今は利益相反のことについて、特にそこだけ言及させていただき

たいと思います。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、簡潔にありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○豊福企画官代理 31条と48条は、表裏一体的なところがありますので、ここでは31条に当てはまるようなものは何かという例示で書いているつもりでございます。それが48条と誤解されるようなので、例示のところは31条に該当するような内容に書き直そうと思っているところでございます。当然ながら、48条に該当するようなときとは違うという点も先ほど吉谷先生からあった御意見にございましたので、その辺を踏まえて少し考えたいと思っております。

もう一つは、忠実義務ないし利益相反行為のところでしょうか。これはいわゆる受託者の能力ですとか受託者の規模によって変えていいのかどうかというのは論点として結構あるかとは思っております。善管注意義務では当然受託者の能力等に応じてそのレベル感が異なるというのが今までの信託法の中では言われておったのですけれども、少なくとも日本の信託法において忠実義務のところはそれと同じような考え方が取れるかどうかというのはいま一つよく分からないので、この辺りは先生方等も含めてよく御議論させてもらえればと思っているところでございます。

○岡本参与 原則として、もちろん利益相反がある場合や、それから、忠実義務について誠実に考えれば、厳密に区別することは可能性があると思うのですけれども、信託法の第32条でも信託管理人に重要な事実を開示して承認を受けるということが入っていて、それについては、信託行為で禁止されていない場合については可能というのが信託法の考え方なのだよと。そういう意味でいけば、小さな団体のような場合には、信託管理人の承認があればそれが可能であるというような条項についてもっと遵守をして、非常に細かな計算でもって利益相反を区分していかなくてはいけないというようなことについては現実性を欠くと私は思います。原則として利益相反がいけないというのは当たり前のことであって、それを現実的にうまく適切に対処するときに、大きな団体と小さな団体では必然的に違いが出てくるのではないのでしょうかということを申し上げているのです。

○大野次長 若干補足させていただきます。

ここの資料の中で販売という言葉を使ったのが適切だったか否かという、若干適正ではないところもあったと考えております。

その上で、信託法、公益信託法の規律自体は大規模であろうが小規模であろうが変わるところはないというのが私の認識でございます。ただ、例えば費用についての考え方でありますとか、どのように計上するか、それから、どのような場合に利益相反、利益相反という言葉も複数の形があって、法律上形式的に利益相反に当たるかどうかということと法律上禁止すべき利益相反ということの2つの意味があって、前者はかなり幅広く取った上で、禁止すべきものについてはそれほど広くないというのが多分小規模なNPOなどが受託

者になる場合の現実だと思います。そこをどう整理していくのかということについてはいろいろと考えていきたいと考えてございます。

それから、31条の2項2号の問題でございまして、信託管理人の同意を得た場合にどうなるかということがあるのですけれども、ここは公益信託法において利益相反する予定がある場合には信託行為に書きなさいという規律をつくっている。それでなお書いていないということは、それは禁止するということだと理解しております。そういうことがあり得るのだというのであれば、信託行為に書いておけば問題ありませんという規律です。そこは信託行為にどのように書くかという現場の工夫で対応していくのが現実的な解ではないかと考えております。

○湯浅座長 弥永参与、御発言をお願いいたします。

○弥永参与 私の主張は、岡本先生がおっしゃったように正確にというのと合理的にというのは全く別の問題だと思っていて、合理的に算定できないというのは論外だろうと思うというだけですので、正確に1円まできちんと算定できなくてはいけないという主張をしているわけではないです。

あと、やはり48条と利益相反取引と分類される場合というのは全く基準が違っていると思いますので、岡本先生のお考えのように、48条のほうをどういうふうに計算するのかは、言わば非常に小規模な公益信託の受託者であれば、それはそれにふさわしくていいと思いますけれども、やはり利益相反取引というこれに該当するときはやはりそれなりの厳しさが必要なのではないかということなので、48条のほうに及ぶそういう解釈として私は申し上げたつもりはないので、そこだけは弁解させてください。

○湯浅座長 ありがとうございます。

林参与、お願いいたします。

○林参与 意見ではなくて論点の確認だけなのですけれども、要するに公益信託の受託者が何らかの物品を使わないといけないとかそういう場面があって、本来、典型的には第三者から市場で買えば、適正価格で買うから、それを固有財産で買ったら費用償還として費用を信託財産から取得するというか、払ってもらう。そこは形式的には自己取引っぽいものだけれども、48条で許されているので、費用が適正だったら、受託者が信託財産の中から自分で取って支払処理をしていいというのが信託法の基本的な考え方で、ただ、それを第三者から買えば問題ないのだけれども、実は受託者も、ここ固有財産として持っていたり取引したりするようなときにどうするのかというのは、自分のものを持っているのだからそれで処理したらいいのではないかというのは形式的には分かるのだけれども、その取引は結局それこそお手盛りの自分で価格を決めて高くして、信託財産からお金を不要に取るということが事実上可能な状態になるので、それは利益相反取引だから適正な価格でやるべきだ、こういうA案、B案でやるべきだということをここで言っているのだろうなと思っているので、至ってそれだけの話であって、僕からしたら、市場で第三者から買ったらいいものをわざわざ自分のものをやろうとするから論点が増えるのは間違いないのだけ

ども、それは簡便だからやるのだったらやったらいいのだけれども、要するに適正なというか疑いのない価格でやるべきだから、A案、B案というのを持ってくるのですという趣旨だと思うのです。

僕はそこまでのことは理解できているので、要するに48条のプロパーの問題なのか、利益相反の問題なのか、そこは議論するときに切り分けないといけないのだけれども、利益相反のときはお手盛りで価格をが一つと高く上げることはしてはいけないことなのだけれども、いかにもなりそうなシチュエーションだからA案、B案という基準を持ってくるのですということだと思うので、至ってそういうふうに理解しているので、それは信託の規模に関わらない話ですよね。要は小さくたって、そういう意味では自己の持っているものを、つくっているというかそういうものを扱う信託との間で取引するのだったら、普通の価格でちゃんとやってくださいと。至ってそれに尽きると思うので、それは規模にかかわらずやるべきことだと僕は思っているのです、以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

大塚参与、お願いいたします。

○大塚参与　ありがとうございます。

岡本参与の御意見のうち、資料1の16ページに関わる点です。信託法31条2項2号による利益相反行為について、事務局提案に反対する御意見でしたけれども、信託法31条2項2号では受益者、あるいは受益者がいない場合、信託管理人の承認があれば利益相反行為ができるということになっておりますけれども、これはまさに通常の信託というのが受益者の利益のためのものであるということから来る規律だと思います。したがって、委託者が禁止していない限り、受益者がいいと言えればいいと。これは当然の規律なのだろうということです。

しかし、公益信託の場合、それには受益者がおらず、かつ公益のためのものであって、かつそこに税制優遇もついていますので、まさに公益のためにきちんとしているかどうかということが重要な観点となってきます。信託管理人は公益を図るために動くことが義務づけられていますので、その承認というのはまさに公益のものではあるとは思いますが、公益信託法の構造というのはそれだけでは駄目で、公益信託認可によって行政庁が監督するということを中心としているわけです。

そういたしますと、4号のような緊急の場合には致し方ないとは思いますが、そうでない、緊急でない場合には、あらかじめ利益相反取引をするという予定があるのであれば、それは信託行為に書いて行政庁の判断を仰ぐべきなのだとすることに基本的にはなるかなと思います。その書き方は、例えば信託管理人の承認を得てとかそういった手続的な要件を課しつつ、ある程度柔軟というか抽象的な書きぶりをすることも可能ではあると思いますが、そうであってもそういう柔軟な対応をするのだということをあらかじめ信託行為に書いておいて、そういった柔軟な対応を許してもいい程度にきちんとガバナンスができているかということを行政庁が判断する契機を与える必要があります。そうすると、

この2号については、まさにそういった信託行為に全く書かずに、2号の例外要件に該当して利益相反行為ができるのだとすることにはちゅうちょを覚えます。したがって、事務局提案のような考え方に私自身は賛成いたします。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 今の御意見ですけれども、よろしいでしょうか。

今の御意見について、先ほどの事務局からの御説明でもあったのですけれども、公益信託法の施行規則の中で利益相反に当たる場合についてはちゃんと信託行為のどこかに書きなさいということが書かれているので、その点については決まったことであるので、まず前提として、事前にちゃんと信託法に書くことが必要であるということについて異論を述べているわけではございません。

書いた上で、どういう形で利益相反行為に該当するようなものについて具体的に手続的に前に進めていくのかということ考えたときに、先ほど言ったようなサービスの販売とかそういうような原価の問題についていろいろな議論がありましたが、もともとの信託法の中では重要な技術の開示がなされていて、信託管理人がなされて、それで信託管理人が同意している場合については、信託行為の中で禁止されていなければやっていいという形での信託法自身の中でも相対的に信託管理人、信託法の場合は受益者ですけれども、公益信託の信託管理人の権限でもって、つまり、受益者の権限でもって利益相反行為について相対的には緩い規制になっているということを経験すべきであると僕は主張しているわけです。

なので、その点について、行政庁もそれについて関与するというのについては、僕は大規模な場合に行政庁がそれについてより厳しく管理していくというのは妥当性は高いけれども、あるいは計算についても非常に細かくきちんと計算することについて、ルールを決めて、ちゃんとそこがはっきりしないと駄目だということについてどんどん言うてくというのも、規模が大きい場合には非常に重要だけれども、規模が小さいところでそういう計算を丁寧にすることが具体的な状況の中で非常に困難な場合もあるので、そういうような場合も含めて考えれば、重要な事実の開示が信託管理人になされていれば、しかも、もちろんもともと信託行為の中に利益相反行為について一定の範囲内で認めるということが書かれている場合であれば、非常に具体的な利益相反行為について細かく信託行為に事前に記載するとか、あるいは実際にやるときに一つ一つについて、その計算について非常に細かくすることを経験をしないで、信託管理人の同意がある限りは進めるように、特に小規模の公益信託については、そういう法解釈が可能である限りには、そういう形での対処をしたほうがよろしいと。それが現実的だということを経験1とか例2についても言及しつつお話をしているわけであって、もともと事務局から提案があったように施行規則で書かなければやってはいけないと書いてあるでしょうと。それを前提にしてその先の議論を言っているということで御理解ください。

○湯浅座長 大塚参与、お願いします。

○大塚参与 大塚です。ありがとうございます。

岡本参与の御意見を読み間違えており、申し訳ございませんでした。岡本参与のおっしゃることも分かるのですが、やはりもともとの信託法31条2項2号の趣旨というのは、信託というのは委託者が受益者のためのものとしてつくるものであることから、委託者が禁止していない限り、受益者の承諾があればある程度柔軟にしてもよかろうということになっておりますので、それと公益信託法執行規則1条14号の話とはやや趣旨が異なります。したがって、信託法の趣旨、柔軟というかある程度緩やかな規律でやっているという趣旨をそのまま持つてくるというのは法解釈上はなかなか難しいところになるかなと思っております。

その上で、特に小規模の公益信託においてどこまで柔軟な記載を許すかという点ですが、小規模な公益信託につきましてはある程度柔軟な対応を許したほうが良いという実務上の要請は理解しているところではございますが、しかし、あくまで公益信託という枠組みを使うのであれば、それは小規模なものであったとしても、利益相反については厳しくといいますか、きちんと対応しなければいけないということになってくるかと思えます。ただ、信託管理人の承諾があればできるということだけを信託行為に書いて、それでオーケーかというやや難しいのかなという気がします。

少なくとももしそういう規律をオーケーだとするのであれば、信託管理人には非常に高い能力が求められると思いますし、その場合も含めてですけれども、信託行為の記述はある程度具体的な、具体的と言っても、個々の取引一個一個を全部書けというわけではもちろんありませんで、どういう場合に利益相反取引が必要になるのかというのを、公益信託を使う場合であればある程度説明できるはずであるし、できるべきであると思いますので、そのレベルである程度具体的に、少なくとも何も書かないというのではなくて、多少こういう取引をするのだと、例えば第三者から安価でいい食材を提供してもらうのだとか、そういった場合に利益相反が生じ得るのだと、そのときに例えば信託管理人を承諾してもらうのだと、そのレベルでは書かなければいけないのではないかと思います。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

いずれにせよ、この文に関しては言葉が足りないのでいろいろな解釈のしようがあるということで議論がいろいろ錯綜しているところもあるかもしれませんので、整理が必要かと思えます。いかがでしょうか。

○大野次長 大塚先生にまとめていただきましたけれども、こういう考え方の下で具体的に信託行為にどこまで書かなくてはいけないのかと。利益相反行為で予想されることを一つ一つ書かなくてはやってはいけないのかというと、それはさすがに行き過ぎでしょうと。では、先ほど大塚先生おっしゃったようなことでいいのかどうなのか。それはやはり信託管理人の能力と全体のガバナンスの関係で見ていかなくてはいけないですねという話が

あると考えております。

いずれせよ、どこまで書くかという問題と、原価といいますか費用をどのように計算するのかということについて、やはり小規模の受託者がそんなに1円単位で企業会計に基づき厳格ではなくてはいけないのかという議論と、こうしたことに利益相反があり得るのでしっかりやっていきましょうという理念の世界は切り分けて考えていく必要があると考えおります。細かい部分につきましては小規模法人にも配慮したような形で書けるよう、書き方については工夫していきたいと思います。

○湯浅座長　ありがとうございます。

そのほかの参与の方、何か御意見等はございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与　違う論点に行ってもいいですよ。意見というのではないのが、資料の13ページの運用のところ、運用についての方針というのを書いていない場合のことが一番下に書いてあって、規定されていない場合にはリスク資産による運用も許容されている云々という部分なのですけれども、要するに書いていなかったら受託者の能力も含め厳しく見るのだよという趣旨で書かれているのですよね。だから、その意味では一応理解はするので、というか、公益信託のときに運用に関する基本的な僕のイメージは、デフォルトとしてはむしろ積極的にはやらなくて、預金とか手堅いものしかないのだと。そうでないと、公益信託で基本的なところは回らないよなというざっくりしたデフォルトイメージを持っているので、積極的にリスクのあるもので運用するというのはあまりデフォルト的にはないかなと思っているのですけれども、もちろん規模もあるし、いろいろあるので、要するにそういうものもあってやっていくのだというのも否定するところではないのだろうと思うのだけれども、デフォルト的イメージはそういう積極的な感じではないな。そのことをお伝えしたかったわけです。

多分、財産があって、目的とか事業の内容があるから、その中でやっていくとしたら手堅い資産管理をしていくしかできないのであって、積極的なものがそこに入ってしまうと、資産が目減りして目的が達成できなくなるリスクがあるから、多分そういうものも含め、能力も含め、リスクのあるものにも行く可能性があるのだったら厳しく見ますよということだと思うので、そういう前提で見ているところだけ今は申し上げたかったです。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

180度違う感じが確かにしますので、事務局から御説明をお願いします。

○大野次長　デフォルトはやはり自由というのがあるというのが私の考えで、自由を縛るのだったら理由が必要であるという認識があるもので、こういう書き方になってしまっています。だから、ある程度能力があるところだったら資産運用を積極的にやったらいいのだろうなと思いつつも、そこは委託者がしっかりと最初に証明をしてくださいというのがここに書いてある趣旨だと御理解いただきたいと思います。

○林参与 林です。

受託者の能力とか権限的に言うと、本来は包括的で裁量があるから、おっしゃるようにそういうものもできてしかるべきなのだというのは理屈上はそうなのだけれども、現実にはやるのかとか、当該信託になっているかという点とまた別物になるのだと思うのですけれども、その間で自分も揺れるという点も悩ましく思う部分もあって、今、大野さんがおっしゃられたような考えもあるし、でも、自分がもし組成するのだとしたら手堅くやらないとあかんよなという感じで組成するので、僕が言いたいのは、両面あるというのは分かった上で、どちらからイメージするかなというのと、もちろんリスクのあるものにも運用でやる可能性があったら、厳しく見ますよという趣旨においては当然だし、認可申請の手続のときにどうなっているのですか、本当にあるのですかみたいな感じで詰められるのだらうと思っているので、そういう趣旨ですので、スタンスは違うかもしれないけれども、大野さんが言われることを全く否定しようとしているつもりもないので、それだけです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 関連で発言させていただきます。

私自身は運用の専門家が受託者でない場合に運用してはいけないということまで言うつもりはもともとないのですけれども、例えば資料1の13ページの下のところとかを見ていただくと、②のところではポートフォリオ方針とかリスク性資産の範囲、目標リターンとか割合等についてまで信託行為に書きましようとなっている。これは例えば専門家でない方が運用する場合には、信託行為にこの程度まで書いたほうがどういうことをするのかははっきりして安心だとか運用できるということが分かるようにという趣旨で書かれているのだらうとは思いました。その上で、実態として信託銀行でこういう運用の契約を書くときに目標リターンとか期待リターンとかまでは書いているかという点、それは書いてはいないということだと思います。そこは柔軟な形で対応できるようにしているというのが、本当の運用の場合ですと委託者あるいは受益者と受託者が意見交換をしてここら辺の数字を変更していくという形にはなっています。

ただ、ガイドラインで書かれているのはそういう専門家が受託者になる場合ではないと考えていますので、その上でこの②の項目をみんな書いたほうがいいのかどうかということなのでも、期待リターンの設定というのは確かに運用を考える場合には非常に大切なことで、期待リターンを決めた上で、専門家に対してこの期待リターンで運用してくれというような形で依頼する場合には非常に重要な点だとは理解しています。ただ、その上で、本当にこの期待リターンを信託行為を決める段階で一義的に書くことができるのかと言うと、そこも疑問だなと思いますので、これはケース・バイ・ケースということではないかと思いますが、書いたほうがいいのかもあれば書かないほうがいいのかもあるのだらうというわけで、例示として書かれるのはいいのかもわからないのですけれども、これを必須とするというような形でガイドラインに書くのはちょっと書き過ぎなのかなと

いう気はしております。

以上です。

○湯浅座長 吉谷先生、実務的な御提案をありがとうございます。

事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 この部分は私自身が書いた部分なのですが、長年金融に携わった者からすると、運用を受けた場合は、受ける立場にすると、多分この辺りをきちんと整理しないと、運用と言言われても大変難しいだろうなと思っています。逆にこれぐらいは決まったほうが運用する立場に立ったらやりやすいのではないかというところではございます。

ただ、吉谷先生がおっしゃるとおり、あくまでも例示的な部分であろうかと思ひますし、委託者と受託者の合意の中で決まってくるということはよく理解しているつもりです。書き方はまたいろいろ御相談させてもらえればと思ひますので、引き続きよろしくお願ひします。

以上でございます。

○吉谷参与 一言だけ追加でよろしいでしょうか。

おっしゃられていることは非常によく分かるのですが、やはり期待リターンに適応するような分散投資を行うということ自体が運用の専門家でないとやはり困難なのだろうと思うのです。なので、こういう期待リターンというものを意識して運用しなければいけませんよということを受託者に対して言うのは非常に大切なことなのだろうなと。そこは非常に強調したほうがいいのかというところは全く同意見で、要するに期待リターンというのをどうやってつくるのかということが理解できないような人が運用しようと思うと非常に大変なので、そういう人は運用の専門家と必ず相談して運用してほしいなと思っています。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○豊福企画官代理 参考にした上で少し考えていければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○湯浅座長 それでは、溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 溜箭です。

海外にいて、複雑なプロジェクトの中にいるのできちんと読めていないのですが、今まで議論になったところで少しコメントさせてください。

今、話になっているのは運用のところだと思うのですが、まず細かいことから言うと、利殖目的というのが1990年代の財テクみたいなイメージのことであると、これは困るなという気がします。また、本当に安全なものでなければいけないということも少し考え直さなければいけない時期に来ているのではないかなという気がしていて、やはり公益信託である公益法人であれ、信託財産というのは、もちろん財テクに回すみたいなことはしては

いけないのですが、きちんと分散投資をして収益を上げつつ、そこからサステナブルな形で収益を上げて公益に使っていくということももう少しきちんと想定したことをガイドラインに書いていかななくてはいけないのではないかなという気がします。

今回のことですけれども、今回は信託行為における記載ですよね。そこでこういった運用の対象であるとか方針とかを決めるということは、やはりやり過ぎではないかという感触を私も持ちます。こういった財産の運用といったときには専門家をきちんと使うということも大事で、専門家に託すというやり方も十分あるような気がするのです。

運用については、ここではなくて実際的な行為基準に当たるようなところで、受託者とか賃貸管理人に能力がない場合にはきちんと専門家に頼めといったことを書くということになるべきだと私は思っていますけれども、そのようなことを考えるのであれば、ここに細かい記載を求めるということはやはりやり過ぎではないかなと思っています。なので、行為の段階での専門家の活用ということにシフトして、最初にこういったことを信託行為に書くということは回避したほうがいいのではないかなと思っています。

既に意見が出ているところで、林さんが新しいテーマに行ってしまったので自重したのですけれども、その前に議論のあった利益相反のところです。利益相反は、信託法の規律は受益者が特定されている場合を想定しているのは31条の規律の辺りだと思うのです。受益者が特定されている場合には、受益者が同意をすれば多くの場合には利益相反行為に対する同意が成立するということになります。しかし、公益信託であると、受益者というのが不特定多数であり、信託管理人がどこまで能力を持っているかということも必ずしも確証はないということなので、やはり難しいところはあると思うのです。

同時に、公益信託というのは様々な活動を行うということが今回は想定されているということになる。先ほどから出ている子ども食堂のような例で、いろいろなことがわちゃわちゃ起こっているというところで、一つ一つ、例えばある活動をやるといったときに、運営主体から財産あるいは費用の支出を行うということと、公益信託の側から出していくということが競合することは十分あり得ることで、それを細かく見ていくということはやはり現実性を欠くというのは岡本さんのおっしゃるとおりではないかなと思います。なので、こういった利益相反の規律の在り方をそこまで細かくすることはやはり現実性を欠くというのは私もそういうふうに思います。

そのときに、小規模を例外扱いしろということを考えることは、私は本当は賛成するところではないのですが、むしろこれは小規模でもできるぐらいの規律にしておいて、大規模な法人であるとかそういった場合についてはより具体的な規律を求めるぐらいのことでやっていかないと、素朴なものについて非常にブレーキになってしまうのではないかなと思っています。これは利益相反をどのように捉えるかというものと、例外を認めていくかといったことにも関わってきますが、例えば今映っているところの例2ですよね。NPO法人に寄附をしているものについて、固有財産と公益信託のどちらに寄附があったものかといったときですが、これは利益相反の扱いになるのかというのも私は本当はよく分から

ないところです。ある人がNPO法人に寄附をしますよといったときに、それだけで分からない場合というのは基本的には固有財産ということになるのではないかなという気がします。公益信託ということになると、様々な規制が入ってくる。なので、軽々に公益信託に寄附ということはしてはいけないような気がする。むしろ寄附をしたときに、通常の意味というのは、寄附と言えど寄附でNPO法人は自由に使っていていいということになるのではないかなと思います。税法上のことで公益信託に寄附をするということがあるのであれば、それを明確にするということになるのではないかなと思います。

この利益相反の例が本当は私はきちんと分かっていないところで、子ども食堂を運営するといったときに、NPO法人からの支出と公益信託からの支出が競合するといったときに、ではどうするのかということをもう少し分かりやすく規定することも大事ではないかなと思います。

考えながら発言しているということもあって、ぶれているところもあるかもしれませんが、取りあえず今までの議論で私の感じたことを申し上げました。

○湯浅座長 溜箭参与、ありがとうございます。

では、利益相反から先に御回答いただけますか。

○大野次長 利益相反につきましては、形式的に利益相反の疑われる行為に該当するか否かという問題と、NPOが受託者の場合に固有業務との兼ね合いで生じ得る利益相反についてある程度柔軟性を持って受託者の裁量で認めていいのではないのかという議論を分けて考えていかなくてはいけないのではないと思っております。

その上で、私としてはいかに透明性を確保していくのか。これは受託者側の固有業務についても透明性を確保するという含めて解決していけないかと考えています。この制度全体として、固有業務と一体的に事務を行うような場合については、本来業務の事業報告あるいは計算書類も公表対象にしますよという形で透明性の確保を図ることで一定程度の解決を図る。それから、その間の取引につきましては、条件なども含めて財産状況開示資料において透明性の確保を図る。そういったことで利益相反というのを柔軟に認めつつ、どんぶり勘定なり不当な利益は排除していくという方向性があるのではないのかということで全体的な制度をつくっているつもりでございます。

それから、運用の話でございますけれども、原案は少し書き過ぎていると感じるところはありつつも、受託者が勝手に例えばハイリスクの運用をやれるようにしていいのかどうかと考えています。少なくとも基本的なところは信託行為に書いておいていただくことが必要なのではないのかなと。何も書いていない場合にどうするかという話はあるのですけれども、少なくとも最初の段階で委託者に書くかどうかを迫るということは不可欠ではないかと考えております。

○湯浅座長 運用の専門家に委ねるということだけの記載だったらいかがでしょうか。

○豊福企画官代理 今も一応ガイドライン本文には、専門家を活用する旨を少しは書いております。ガイドライン案の32ページの表の下になお書きで受託者自身の資産運用を行う

能力がない場合、投資顧問ですとか投資一任を使うということを少し明記しています。

○大野次長 専門家を使うのは構わないのですけれども、その際の最初の信託行為にどう書くかということについて、リスクについて全く専門家に丸投げというのが許されるかどうか。専門家はどうすればいいのだというのがありますので、どこまで細かく書くかというのは別として、ある程度の方向性は書いておくことが望まれるのではないのかと私は考えております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

私も専門家はどんな形でリスクを取ったらいいのかは指示がないとやりようがないので、そこは指示をいただかないと運用の専門家もどうしようもないとは理解しています。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

松前参与、お願いします。

○松前参与 細かなところで、基本的なことかもしれないのですけれども、ガイドラインの資料2の30ページのイのところ第三者からの寄附の受入れというのがまた別にあるかと思うのですけれども、ここには追加の信託を含むと書いてあって、この追加の信託というのがまだ理解がよくできていなくて、なお、規定がない場合は受託者の裁量によって受入れ可能と書いてあるのですけれども、どういう場合かというのを教えていただければと思います。

○豊福企画官代理 追加信託は、委託者の方が最初に例えば5000万円公益信託を設定されて、また2年後ぐらいにその公益信託に委託者の方が例えば1000万円拠出される場合、追加信託という形をやるケースがよくございます。委託者以外の方がされる場合にはいわゆる信託への寄附という形で処理をするケースがございまして、委託者と委託者以外で使い分けをしているケースがございます。

○松前参与 受託者以外のところが気になるというか、裁量によって受入れ可能というのはもともとの信託の目的に合わせて受け入れるみたいなことなのですか。

○豊福企画官代理 公益信託というひとつ出来上がっているものがございまして、その公益信託の目的とか公益事務を御理解いただいた上で御寄附を受けるような形だと思っています。

○松前参与 だから、追加という意味では、最初の委託者の趣旨に沿って、そこに使えますよということを前提に受け入れる。それが受託者の裁量という言葉になっているということですね。

○大野次長 受託者の裁量ですけれども、委託者も絡んで、契約ですので契約に入ってくるということになるかと思しますので、それができるかどうかということだと思います。

○松前参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 よろしいですか。

大塚参与、お願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。

今の第三者からの寄附の受入れにつきましては、意見書も出しているのですちに譲ってもよかったのですが、せっかく論点が出てきましたので一言申し上げます。第三者からの寄附のうち、追加信託を含まないというものであれば、基本的には合意があったほうが良いとは思いつつ、規定がない場合に受託者の裁量によって受け入れることは可能であると思います。

しかし、追加信託の場合には、これは理論的にどう位置づけるかはよく分からないところがありますけれども、少なくとも信託の変更あるいはそれに類するものに当たりますので、基本的には委託者の同意が必要であると、通常の信託であっても考えられているところです。

実質的に見ましても、委託者の地位が当初の委託者以外の人にも与えられることになりますので、公益信託でも委託者の権限がある程度残されておりますところ、委託者が追加されることによって、当初の委託者が思っていたのとは異なる運用がなされてしまう可能性がございます。そうすると、理論的な面で見ても、実質的な面で見ても、追加信託の場合には委託者の意思が明確でないという場合に受託者が裁量によって受入れ可能であると扱うのは望ましくないというか、適切ではないと思います。もしかしたら追加信託かどうかで何か違いを見いだしているのかもしれませんが、現在のガイドラインからすると、追加信託も含めて受託者の裁量によって受入れ可能と取り扱われるように読めますので、その点は明確に区別したほうが望ましいだろうと思います。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

ただいまの御意見に対しまして、事務局から回答をお願いいたします。

○大野次長 ありがとうございます。

信託法146条に委託者の地位の移転というのは、受託者、受益者の同意を得てということがございます。やはり委託者が現に存する場合は、現委託者の同意というのは当然必要なのかなというのが前提としてあると思っておりまして、受託者だけの裁量でできるという意図で書いたわけではないですけれども、若干誤解されかねないところもありますので、書き方については工夫させていただきたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。意見書に御記載いただいた部分でも結構です。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 資料1のほうには出ていないところなのですが、4章の26～27ページあたりのところで、私の事前提出意見でいうと25ページの68番について少しだけ意見を言いたいと思います。

私がここで書いているのは、信託行為の中で公益信託の目的と公益事務について記載する場所があるわけですが、これと信託の変更における信託の目的の関係が明確ではないのではないかと考えていまして、ここについてはガイドラインで方針を示したほうが

後々信託の変更のときの解釈の助けになるのではないかなと考えています。

具体的には、公益信託の目的のところを今回はかなり詳しく書くように言われていますので、ここについては委託者の合意がなければ必ず変更はできない。一方で、公益事務については、この公益目的の範囲内であれば、受託者と信託管理人の合意によっても変更することが可能であると整理するという考え方もあるのかなと思っております。そこはあまり明確でないので、明確化することを検討していただけるといいのではないかなと考えております。

以上です。

○湯浅座長 御提案ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 今、この信託の目的が原則として公益信託の目的であるとやろうとしていますが、これについて何かやりづらいというような御意見でしょうか。

○吉谷参与 よく解説書では、信託の目的というのは、信託行為全体を見て必ずしも契約書で信託の目的と書いてあるところだけが信託の目的ではないですよというような解説がされている場合があると思いますので、むしろここでは公益信託の目的のところは信託の目的を書き切るのだということを明示的に示していただくのがいいのではないかなと思います。例えば簡単に書くのはよくないとガイドラインに書いていただいている、公益事務を行うことが公益信託の目的ですとだけ書くのはいけないとガイドラインに示そうとされているわけですが、もしそういうふうに書いたら、公益事務の内容を変更することは公益目的の変更と同義になってしまうと思いますので、そこはちゃんと分別して書かなければ、信託の変更のときに判断に困ることになりかねない、あるいは迷うかもしれないということで書くのがいいのではないかなと思いました。

○大野次長 ありがとうございます。

そこは公益信託の目的というものと申請書に記載する信託公益事務の種類及び内容をどう使い分けるかということでありまして、さらにその下に具体的な事業計画及び規定というものがございまして。その体系の中でどのように整理するかというのはあるのですけれども、その一番上のところに信託の目的であり公益信託の目的というのが存在すると考えてございまして。そして、信託の目的というのは相当程度具体的に書いていただくということが求められるのではないかな。ただし、相当程度と言っても、あまり細かいことまで書いてしまうと、御指摘のとおり、修正のたびに非常に大変なことになってしまいますので、変わり得るものがあるのであれば、公益事務の内容という形で書くか、さらにはもっとよく変わるような話であれば事業計画で書くか、その辺りの使い分けをしていただくということになるかなと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

岡本先生、お願いいたします。

○岡本参与 よろしいでしょうか。お願いします。

今の目的のこともとても大切な問題かなと私も思っています。公益信託法の4条2項に公益信託の信託行為においては公益事務を行うことのみを目的とするというのがあって、もちろんこれは収益事業をするなどというような文脈で普通はあると思うのですが、公益事務を行うことのみするということなのだから、公益事務の具体的な中身が書かれているものが変われば、公益事務の目的が変わるのだという言い方をすると、非常に細かな公益事務の内容が公益信託の目的になってくるのだという議論が出てきかねないと思うので、その点については丁寧に議論したほうがいいのではないかなというか、ガイドラインで誤解がないようにしておいたほうがいいのではないかなという気が私もあります。これが一点です。

それから、公益信託の目的についてはある程度幅広い目的を書いてもいいようにすべきだと。それが例えば遺言信託などでも遺言であまり時間がないようなときに、非常に細かな内容を書いていないけれども、大きな形での目的を善意の目的として考えて、この地域の子供たちのために使ってくださいということが免責に書かれているということであれば、どういう形でそれを使うのかということが特定化されていないから、公益信託として無効だと言うことはできないのではないかなと思うので、そういう意味では、公益信託の目的としては幅広いものをちゃんと認めていって、受託者がそれを具体化していくということについての裁量性を十分に認めるようなガイドラインの書き方がいいのではないかなと思っています。これが一点です。

2点目は追加信託の問題で議論がありまして、追加信託については、例えば遺言などで委託者がいないような場合に、委託者権限の問題とも絡んでくると思うのですが、委託者権限が大きいような追加信託を関与して受け入れてくるということになると、非常に面倒くさくなるのではないかなと思うので、僕も具体的にそういうのでアドバイスしているときは、追加信託を受けるときは委託者権限を非常に限定して、追加信託で信託行為の変更がないような形だし、それから、委託者権についても大きくないということを前提にして追加信託を受け入れるような形を取ったほうがいいのではないかなというアドバイスをしています。

アドバイスをすることが実はこのガイドラインの中にはたくさんあって、先ほどの運用の議論のところでも、期待収益をどこまで使うのかというようなことも含めて、こういうようなことを書いたほうがいいですよということと、絶対にこれは書かなくてはいけないということの区別が非常に曖昧になっているところがあって、多くの場合には合理的に書いたほうがいいですよと親切な形で書いていたとしても、受け取るほうとしてはそれを書かなくてはいけないと取る場合が非常に多いかなと思うので、そうではないということとを免責にした上で、その場合にはこういうことをしてくださいとかということがはっきり明示されるような書き方を、ほかのところでもそうですが、前から言っていますが、きちんと分けるということを実際に強く意識してやらないと、全て親切にアドバイスして書いたつもりなのが、やったほうがいいねというのはガイドラインで書かれていることをや

ったほうがいいですよねというのはたくさん思うことはありますが、やったほうがいいことができないような状態の団体とか受託者もあるときに、必ずやらなくてはいけないのか、やらなくても将来の工夫で何とか頑張ってやっていけばいいのかということについての違いが非常に大きいので、そこについては書くほうも大変だと思いますが、そこははっきり書いていただきたいと思います。

それと、運用については、既にかなり運用については株式とか不動産ぐらいのことについては念頭に置いて書かれているかと思うのですけれども、それ以外の例えば著作権だとか、それ以外の財産権、様々の財産権についての運用と収益と収益目的事業との間の区別がなかなか困難ではないかなと思うのですよね。それをあまり厳しくしていくと、著作権などをいただいたとしても、著作権を丁寧に使って信託目的を達成するということの幅がすごく狭められる可能性が出てきます。なので、運用と収益事業との関係の書き方については、財産権の多様性に応じたような、つまり、今までの信託銀行がやっていたような形でなくて、それを超えるような多様な財産をどのように運用しつつ、公益信託目的を達成するのかということについての基準となるような書き方をして、あまり基準を厳しくすると、多様な財産権をちゃんと使って公益目的を達成しようということが非常に困難になる可能性があるので、その幅をできる限り広げていくように努力をしていただきたいと思います。

最後に、どうもガイドラインを読んでいくと、税法上の収益事業といわゆる法人法上の収益事業、つまり、収益を目的とする事業との間の区別が若干曖昧になっているような書き方が出てくる。読んでみると、どうもこれは曖昧ではないかなと思えるところがあるので、その区別も非常にきちんと限定して、公益目的事務として税法上の収益事業ができるのだということをはっきりと書いて、免責に分かるような書き方にしていただきたいと思います。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長　全て回答できるかあれなのですけれども、税法上の収益事業と公益事務というのは重なり得るということで、そこら辺の区別はちゃんとやりたいと思います。

その上で、運用の限界がどこなのかというのは、実はかなり難しいところがありまして、取りあえず金融資産に関してはある程度運用が固まりつつも、知財というのがどうなのかというのは、正直、個別具体的な事情に即して考えるというようなことしか言えないのが現状ではないのかなと考えております。いずれにしろ、収益といいますか、そのために手足を動かして、そのための費用をかけて利益を生むような事業というものは収益事業としては認められないというのが公益信託であると考えておりまして、その限界がどうなのかにつきましては、もうちょっと具体的な事情に即して考えていきたいと思っております。

それから、書きぶりについていろいろと御指摘をいただいております。私どもとしても

まだ全て整理できていないところが多々あるということを前提として、かつ岡本参与のおっしゃるような区別、望ましいというものとそうでないものを書き分けるように努力はしたいと思いますけれども、禁止されるかというとはそうではないと。ただ、それをやっていなかった場合についてはガバナンスをしっかりと見ますよというときに、それをどのように書いていくのか。先ほどの運用の話でもありましたけれども、丸投げするのだったら、利益相反のところですか。信託管理人が見ればよいということにするのだったら、信託管理人の能力というのを非常にしっかりしたものでなければいけないですよというような話、これをどうやって書いていくのかというのはなかなか知恵を絞らなければいけないところだと思っております、できる限り具体的なニーズに即した書き方というのを心がけていきたいと考えております。

○豊福企画官代理 もう一点なのですけれども、運用は、先ほど溜箭先生に御指摘を受けたのですけれども、利殖目的ということを書きましたけれども、やろうとしていることが例えば公益事務に該当して、公益事務になるのであれば話は少し違うということだけ申し上げておきます。ここはあくまでも利殖目的で公益事務が別にあって、その中で持っている金銭を利殖目的である場合の話ということで、たしか第3章に少し書いていたと思うのですけれども、運用自体が公益事務に該当するやうなときというのはここでは論点は少し違ってくるということだけ申し添えておきます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの参与の方、御意見等はございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 林です。

違う論点に行きますけれども、資料の20ページの委託者が承諾したことを証する書類についてというところなのですけれども、委託者に対して信託行為の内容だったりをしっかりと説明すべきだというのは当然だと思うので、そのことは全然いいのですけれども、証する書類というのは、要するに信託契約書とは別に書類を作りなさいというか、そういう趣旨でしょうかという確認なのですけれども、契約にしっかりと書かれているのだからそれで問題ないでしょうという気もするのですけれども、申請だからまだ契約していない場合があるということか。それもあり得るかもしれないのですけれども、二重になったりしたら煩瑣になるから、煩瑣にならないように工夫はしたほうがいいのではないのかという見方もあるので、その辺りだけ確認したかったです。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、事務局から御説明をお願いします。

○豊福企画官代理 この書類というのは、おっしゃるとおり、申請段階で出すものですので、信託契約を証する書面というのはその段階ではまだ捺印前で、多分ほぼ合意している内容かと理解しております。審査の中で信託契約の中身も変わる可能性がございますので、

申請段階で提出することと、こういう書面で送付する書面になっているということを理解しているということを承諾していただくような書類になっております。フォーマットは少し工夫が必要かと思っていまして、今悩んでいるところです。

○林参与 手続的には、要するに煩瑣にならないようにというか、工夫いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○湯浅座長 冒頭にありましたとおり、多分印紙税の関係があるので、認可後に締結というのがデフォルトになる可能性があるのですが、どうしても必要になるのかなという気がいたします。

そのほかの参与の方、お願いできますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 今の点だけいいですか。すぐ終わります。

遺言信託の場合で、遺言の執行者が信託契約を変えられない場合には非常に困難な状況が起こる可能性が高いので、そういう意味では、遺言信託の場合、遺言信託の中身に変更可能性を許容するような中身を入れることを強くお勧めするというのは書いていいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○湯浅座長 では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 極めて個人的な見解で申しますと、遺言の中身ともあまりにも対立するかどうかの範囲がどこまでかというのは極めて民法的な世界で、一旦頭を悩ませている最中でございます。まさしく遺言信託の場合、どうしても遺言の効力発行後でないとなかなか難しいところもありますし、ただ、書いてある時点との時間差もあって、その内容がそぐわないケースも多々あるというのは何となく理解しているのですが、それを誰が変更していいのかというのは少し頭を悩ませている最中なので、またどこかの段階でお知恵等を拝借できればと思っているところでございます。

○岡本参与 ありがとうございます。

ただ、公益認可の審査の過程で遺言信託自身を変更しないと、公益認可が下りないというケースが出てくる可能性があるのですが、そうすると非常に財産が不安定になったりする可能性がありますので、今おっしゃった点も確かに大事だと思いますが、その辺りについての書き方を考えておいたほうがいいかなという気がしました。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。今のは宿題ということで承りました。

その他の参与の方、この章に関して何かございますでしょうか。皆様、詳細に御意見を出していただいているので、この章はこれでよろしゅうございますか。

続きまして、次の章に入らせていただきます。

それでは、第5章、公益信託の財務規律・情報開示等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理　引き続き私のほうからお話をさせていただきます。

第5章は公益信託の財務規律と情報開示等になってまいります。ここはボリュームがございますので、今月と来月の2回に分けてお話をと思っております。

今月は前段ということで、論点は3つほどになっております。

22ページは受託者に貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況を記載した書類として何を求めるかということですが、法20条2項1号で受託者自身のことについて定期的に報告を求めるようになっているものでございます。規則の40条の1項1号あたりが書かれているのですが、中身については事前の説明と変わっておりませんので割愛しますけれども、法人、個人によって若干分けて、イ、ロ、ハ、ニ、ホというような形で提示しているところでございます。

それと、23ページ、24ページでございますけれども、こちらはいわゆる特定資産公益信託における信託の帳簿でありますとか収支計算書、財産目録の中身になっているところでございます。

特定資産公益信託につきましては、金銭で受け入れて預貯金等で運用し、金銭を支給するというものになっております。そういう意味で、特定資産公益信託以外の通常の公益信託とは若干違ったカテゴリーになってきまして、そちらの一般的な公益信託については公益法人と同等の会計処理というのを考えているのですが、この特定資産公益信託については先ほど言ったような性格を持っておりますので、若干違った形でつくっているところでございます。

中身については事前説明と変わっておりませんので割愛しますが、別途添付しておりました研究会資料第7回の資料4でございます。こちらのほうで収支決算書ですとか財産目録、入出金の記録が分かるような帳簿を少し明示的に作成しております。こちらの内容につきましては、現在、税法上の特定公益信託、認定特定公益信託を受託している信託協会さんともよくお話をしながら、現行実務を踏まえて少しお知恵を借りてつくっているところでございます。

私の説明は以上になります。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ただいまの御説明について皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

まだ粗々なところではありますけれども、弥永参与、もし入られていたら、何か御意見はございましょうか。

○弥永参与　ありがとうございます。

私は特定資産公益信託についてはできる限り簡略にしたほうが良いと考えているので、現時点でここに書かれているようなことについては、基本的な考え方として全く賛成しております。特にここでこのようにガイドラインに書いていただくことは、特定資産公益信託の受託者にとってもハードルが低くなるというか、要するに事務処理に余計な、余計な

と言ってはいけないのですけれども、過度な負担がなくなるのではないかと思いますし、また、これは全然今回の話とは違いますけれども、やはり他の法令の下でも本当は複式簿記によることが必ずしも要求されていないにもかかわらず、複式簿記によらなくてはいけないのではないかと過去に考えられていたケースもあったので、そういう意味では、特定資産公益信託について丁寧過ぎるかもしれないというか、踏み込み過ぎるかもしれませんけれども、こういう今お示しいただいているような形で基本線はいいのではないかと。また、受託者になる可能性がある方々からの御意見も伺って、どういうところを明確にしてほしいかということが分かれば、そこを書き足すというのがいいのではないかと考えています。

以上です。よろしくお願いします。

○湯浅座長 急に振ってしまって申し訳ございません。ありがとうございます。

そのほかの参与の方、何か御意見等はございますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 私も特定資産公益信託が会計上監査のやり方でも可能になっているということはいいのですけれども、関連している人からの意見として、できるだけ複式簿記的な記載のほうが望ましいという話はたくさん聞いているのです。

それで、先ほども法的な要求事項と望ましいということに分けて書いていくということからすると、特定資産公益信託においても複式簿記的な方向で記載することが望ましいということについては、ここは書くのはいいと思うのです。ほかのところについても、最低限これは絶対やりなさい、その上でこれをやったほうが望ましいという書き方にしたほうがいいので、特定資産公益信託についても複式簿記的な記載のほうが望ましいということは僕は書いていいのではないかと考えています。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。使い分けですね、承知しました。

その他、何かございますでしょうか。

では、松前参与、お願いします。

○松前参与 松前でございます。

資料ありがとうございます。

資料4でございますが、今、特定信託についていろいろと御議論のある中で、こういったひな形を御提示いただいていると思います。信託収支計算書というのを今後もっと、これで決まりではないように思うのですけれども、収支のときの資金の範囲は明確に決めていただかないとこれは作れないのではないかなと思います。

特定資産信託であっても有価証券の評価とかもありますし、特定信託ではない場合は実物資産とか固定資産が出てきたときに減価償却費とかが出てくるかと思うので、そういったものも含めた場合に、収支計算書なり、どういうふうに信託法で定められた必要な資料をそろえていくかというのはまだ議論が必要かなと思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○豊福企画官代理 これはあくまでも特定資産公益信託だけに適用するものでございまして、それ以外の公益信託は来月以降の研究会で御議論いただければと思っております。基本的には公益法人と同等という考えがベースにございまして、この特定資産公益信託は例外的な扱いかという理解をしております。

○湯浅座長 よろしいですか。

松前参与、資料4の収支決算書、それから、次の財産目録のところでのいわゆるネットアセットのところが信託財産残高という名称になっていてその御意見もいただければなと思っておりますけれども。

○松前参与 そこは気になっておりまして、信託財産残高について、収支を期首残高に足したときに合わない要因がほかにもあるのではないかとということで、そこが気になったところでございます。有価証券とかについて評価とかがあったときに、収支以外にも出てくるのかなと思いました。

○湯浅座長 評価差額。

○松前参与 はい。

○湯浅座長 そこは要検討というところですかね。

○大野次長 検討はしたいと思えます。これはできる限り簡素にしたいなという意図で作っているものと思っております。

それから、これ以外の公益信託についても、どうすれば簡素にできるかということで、会計的に正しいやり方というのはいろいろあるのですけれども、たくさん書けば書くほど見る気が起きないという話があり、かつ信託というのは、公益法人と違って多様性というよりも、これしかやらないという場合にどこまでやるのか、簡素なことができるのかということを考えていく必要がある制度なのだと理解しておりますので、会計的な正しさをどこまで追求するのかということも含めて御相談させていただきたいと思っております。

○松前参与 ありがとうございます。

私もなるべく簡素な計算書がいいと思っておりますけれども、会計処理の伝統的な処理との兼ね合いもございますので、特に金融資産とかについてこういった処理まで考えるのかということも少し検討したほうがいいかなとは思っています。

ただ、この基本的な収支計算書については特にこれでいいように思うのですけれども、さっき申し上げたとおり、例えば有価証券の評価については評価損益があると、残高と収支差額とはぴったり合っていないと思いますので、その表現の仕方、これがこの言葉でいいのかというところでいくのか、その辺だと思います。

○大野次長 ここは検討させていただきます。

○湯浅座長 吉谷参与、現状の公益信託ですと、有価証券は時価評価はしない。

○吉谷参与 しないです。していないので、そういうのは出てこないのが現状です。

○湯浅座長 それを継続するならば、原価評価を原則にすれば出てこない。そういうふうなポリシーにするかどうか、それも検討ですね。承知しました。

○豊福企画官代理 信託銀行のある社では、持っている有価証券は国債だけと聞いています。それも基本的に満期保有ということになっていて、それ以外の有価証券というのは、今の税法基準でもたしか特別の団体の社債みたいにしか持っていないのですけれども、実質的な国債オンリーだと思っています。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか、参与の皆様、御意見等はございますでしょうか。

では、吉谷先生、お願いします。

○吉谷参与 資料1に出ている本論ではないところなのですが、私の事前意見で26ページの70番、71番というのが第5章に相当するところです。

70番のほうは簡単な話で、事業会社だと常勤、非常勤とかは書かないでいいですよということを書いているだけです。

71番のほうなのですが、これは第5章27と書いていますけれども、今日の資料と照らし合わせますと29ですので、そこは訂正させていただければと思います。

私、ここの閲覧請求のところを見まして、信託事務年度終了後の作成書類の開示方法については2条4項の準用というのがあって、受託者のホームページに掲載されたディスクロージャー誌のURLを示す方法でもいいのだらうなと思いました。これは確認なのですが、受託者のホームページのURLというのを考えたときに、よく考えると、財産目録等はみんな内閣府の公益法人インフォメーションで公開されるようになっていますので、そこは公益法人インフォメーションの当該URLを示すだけでも十分なのではないかなと思ったのです。

さらに考えると、年度終了後の書類だけではなくて、財産目録等全てについて内閣府さんの公益法人インフォメーションにも全て開示されているものですから、どこに開示されていますよということを聞いてきた方に示すほうがむしろ非常に親切なのではないかなと思いました。ただ、電話とかだとそれでいいような気がするのですが、実際に事業所に来られたときに、法令上は画面で示すとはなっていますので、画面で示す義務があると思うのですが、実態としては公益法人インフォメーションで見てもらうのが一番一覧性があるのではないかなと思って、要するに、閲覧請求があったときにこういう情報提供をすることが適切なような気がするので、そういうことはやはりガイドライン等を書いていただいたほうがいいのかという気はしているところです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

実務的にはそうですよね。ただ、法令上どうなるかというところはありますけれども、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 実務的にはおっしゃるとおりのところもあると思うのですが、やはり受託者本人が公表するあるいは開示するというところに意義がありますし、世の中全ての人がホームページを見られるわけではないという状況もあるというところであり、公益法人インフォメーションというのを御紹介いただくことは構わないと思うので

すけれども、それさえやっていればいいというものではないということについては御理解いただきたいと思います。

○吉谷参与 義務としては理解しておりますけれども、実務としてはどちらが便利なのかなという気はしているので、解説書とかには本当に公益信託のことを知りたい人はここでこういうことが載っているということを示してあげるのがいいかなと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか、御意見等は。

林参与、お願いします。

○林参与 今のところにも関連してなのですけれども、開示請求に対して開示の方法として受託者のホームページをとという関連のことが何か所かあったかと思うのですけれども、要するにデジタル活用を必ずしないといけないのかとか、デジタル対応していない受託者だったらどうしたらいいのかと。それは気にはなっていて、要するにホームページを開設しなさいみたいにするのもあれだなと思って、どうしたものかなと。開示をしないといけないとか、求められたときにすべきことというのは決まっていて、それは吉谷参与もおっしゃったところで、それは当然やるべきなのですから、実務的な方法の問題としてどうですかと。だから、私もデジタル対応ができていないから公益法人フォーメーションを見てくださいというやり方は十分あってもよさそうだと思っていたので申し上げました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか、この章に関しまして何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次のテーマに入らせていただきます。

次の2番、ワークショップ、調査研究について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 ワークショップに関して、現在の検討状況に関して共有させていただきます。

ワークショップに関しては、従前の共有のとおり、今回のガイドライン策定のインプットとして具体的な事業案を検討するという、また、制度施行後にこういった公益活動をする民間団体、地域の団体ですとか各領域の団体が類似の事業を参照として制度を活用できるというところの検討を目的として現在企画の検討を進めております。

実施概要の詳細に関して、一定定まっているところを共有します。

第1回から第3回に関して、こちらに示す日時のとおりで現在準備を進めております。

場所は日本橋を予定しております。

団体に関しては、まさに今週の月曜日から金曜日と少しタイトな時間なのですが、団体の募集をしております、当初5団体を想定したのですが、予定よりも多くの団体に応募いただいている状況でして、また週明けに厳正に団体の選考を行った上で、参与の皆さんも含めてホームページの中で公開していきたいと考えております。

また、こちらに記載しておりませんが、有識者として一部民間の支援団体の方々にも参加を御依頼しています。具体的にはJANPIAという休眠預金の活用指定団体ですとか、日本ファンドレイジング協会といったNPOの資金調達を支援する団体等に、制度としてほかの寄附のツールと比べて公益信託というツールがどう活用できるのかというところを民間団体と一緒に討議いただきたいなと思って、こういった方々にも御参加いただくことを想定しております。

プログラム内容ですが、右側に記載のとおりです。

第1回目としては、民間団体の方も結構御自身で勉強されている団体も多くありますが、まずは今回検討しているガイドラインの内容というところを一定丁寧に御説明する場を設けたいと思っております。

第2回の中では、事業案という形でこういった寄附者からの信託、資産の寄附が想定されるかというところ、また、各支援領域ですとか地域における民間団体の資金調達上の課題はどういったものがあるのかといったところを踏まえまして、信託としての事務の事業内容ですとか、それを受託する団体としてのステークホルダーとの座組の仕方といったところを御提案として発表いただきたいと思っております。

こういった点を踏まえまして、第3回の中では、信託契約書全てを書き下すわけではないのですが、要綱という形である程度契約上押さえてほしいポイントというのを事業案を基に策定すること、また、事業計画書や収支計算書といったところはまずは初年度のものを一緒に作成して、一個ひな形のモデルを作っていければと思います。

こうした検討を通じて、ガイドラインの中で団体から見て分かりにくいところもそうですし、一方で活用に向けた御提言といったところを団体からも挙げていただいて、こちらを報告書として10月の研究会の断面で共有できればと思います。

メールでも御案内しましたが、座席としては確保しておりますので、参与の皆様方ももし御都合がつけば御参加いただけるとありがたいなと思います。

また、御意見をいただきまして、当初は現地での実施だけを想定していたのですが、リモート環境も一定用意できそうですので、効率的なインタラクティブなやり取りみたいなのは難しいのですが、リモートでの参与の方に限定した配信も予定しているので、そういった形で御参加いただける場合にはリンクの御案内をできればと思うので、お申しつけいただければと思います。

ワークショップに関しては以上です。

また、資料はないのですが、調査研究の件も前回御報告さしあげていまして、こちらに関しては、今、公募要領を公開して、実施いただける事業者の募集を実施している断面になっております。こちらは9月2日が締切りとなっておりますので、また団体の選定等が進み次第、研究会の中でもその実施状況を共有できればと思います。

ワークショップと調査研究の報告は以上となります。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見、御質問をいただければと存じます。御意見、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 ありがとうございます。

参与が遠隔でもお聞きできるという形に配慮していただいたことを感謝いたしたいと思っています。やらないよりははるかに、もっと早くからこれができたらよかったなと思っていますので、ちょっとしたことでも早く頑張るのとはすばらしいことだと思っていますので、期待しております。

1点ですが、できれば現場団体を入れられないかなと思います。あまり能力が高かったり、それから、現場のことをあまり知らないような大きな団体、要は中間支援でもそういうところではないところも入れてほしい。僕は中間支援は非常に重要だと思っているので、ここを入れるのは大切だと思いますが、そうではない現場団体、あまり大きくない現場団体もぜひ入れて、使えるものかと思えるのかどうかということの意見をちゃんと聞いていただく場にできたらいいなと思っていますので、御考慮いただければうれしいです。

それと、もし時間が取れるようというか、半までであるのだったら、第4章についてもうちちょっと意見がありますので、後で時間を取っていただけたら幸いです。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

現場団体ですね。

○事務局 いただいたとおり、団体のバリエーションという観点は検討して考えたいなと思います。

また、御指摘のとおり、中間支援団体という一定大きな規模になってしまうとは思いますが、募集の中でも地域の団体の伴走実績のある団体を対象としておりましたので、そういった中で中間支援団体が受託者というケースだけではなく、そういった団体が実際に支援している地域の団体が受託するとなったときにどういった課題があるのか、どういった座組が必要なのかといったところを考慮いただきたいというのは検討の中でも明示的にお伝えしていきたいなと思っていますので、そういった形で御指摘の点もカバーしていければと思います。ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか、何か御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

岡本参与からのリクエストのとおり、まだ時間がございますので、4章に戻らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、岡本参与、積み残しの部分をお願いできますでしょうか。

○岡本参与 ありがとうございます。時間を取っていただいて恐縮です。

第1点は合議制機関の件です。私が出した意見書の8ページの9番からです。ここで書いてありますが、合議制機関については、もともと法制審議会の議論でも必置にするか、

そうではないかという議論があつて、結局、そこについては書かない形になっているかと思いますが。この中でも合議制機関があつたほうが良いという場合があるだろうなというのは僕も否定する気はなくて、あつたほうが良いところはあると思うのですけれども、ただ、ほかの能力が低いところは合議制機関でサポートしましょうというような発想というのも理解できるのだけれども、それをどんどんやっていると公益法人に近くなってしまって、公益信託のメリットを生かせなくなるということが大事ではないかなと。そこを考えるのがとても大事なので、ほかができないから合議制機関で抑えようという方向での議論の展開と、そういう議論の展開を抑える議論も必要であるということを、法制審の議論の中では委託者の受託に対する信任という信託の本質に照らして、合議制機関の義務づけは相当ではない。また、公益法人に比べ軽量・軽装備であるという公益信託のメリットを生かすのであれば、複数の構成員の選任に伴う時間・費用等のコストを要する会議体の信託関係人を新たに諮問機関または監督機関として設けることは避けるべきであるという意見が出て、必置ではなくなったということがありますので、特定の場合に限定すべきだと。限定をするというところの中身について、かなり丁寧に議論する必要があるのではないかなと私は思っています。

ですので、合議制機関があれば、ガバナンスがしっかりできていればいいという議論については、論理の柱としては分かりますが、イギリスのチャリティーでもバランスでそういう形の規制を信託に対して求めているということはないので、イギリスのをそのまま持ってこいと言っているわけではないですが、ガバナンス構造を要求しないと信託、公益信託がうまく回らないというわけではないことについては理解もしていただきたいし、できるだけ必置規制的な方向に動いていくのはやめてほしいと思っています。さっき言った法制審での議論を生かしていただきたいと思います。これが1点目です。

2点目は資料の12ページで、項目番号でいくと16ですけれども、受託者の個人住所については、これは読み方で弁護士だけではなくて一般の個人事業主も事業所記載でいいということになっているかなと思いますので、もし弁護士だけに限定するのであれば、それはやめてほしい。受託者個人の生活の場所である住所の公開は非常に限定する必要があるが、ネット世界では御存じのように非常に激しい嫌がらせとか、家族、親族のプライバシーが公開されるということもあり得るので、限定的に、備え付け書類の閲覧希望の趣旨を委託者に連絡した場合には速やかに閲覧させるというようなことも含めて、個人の家族が住むことも考えられる住所の公開を義務づけるのは最低限の範囲内に指定する方法を考えていただきたい。事務所についての実際に事業が行われるような場ということを特定するような仕組みをもって、個人住所については限定してほしいということです。

3点目は、固有財産について先ほどもちょっとだけ議論があつたと思うのですが、受託者の個人の固有財産について、調書というのがいろいろな議論があつた上で最終的に書類を出させる。大きな意味では書類ですけれども、その中の調書というところまで来たのですよね。だから、具体的な書類を提示するよりも、調書でいいので、しかも、固有財産を

提出させるということの根拠として出されているのは、要は倒産したら困るということ、破産したら困るということなのですね。なので、破産するという状況について信託事務の実施には支障がないことが必要なので、支障がないことについて説明してくださいという形での記載で調書を作成させるという程度のことでいいのではないかなと思います。

個人の財産についてつまびらかに出させるというようなことについては、この間の議論の中でも適切ではないのではないかなということがあったと思いますので、その点を踏まえて、また、法令上も調書という形になったので、調書の中身としては誰かが何か調べて書いた結果なので、本人にちゃんと書かせていくということで対応すればいいのではないかなと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 まず、合議制機関につきまして、合議制機関以外の対応方法というのはいろいろありますよという前提で合議制機関を置く場合はというような書き方にしていると考えております。法制審でいろいろ議論があったということは承知しておりますけれども、こういう合議制機関を置くということ自体が否定されているわけでもございませぬし、公益信託としてのガバナンスを確保する上でいろいろな手段がある中で、合議制機関を置くということは一つの手段として大いにあり得ると考えております。

それから、住所につきまして、御指摘もありますとおり、あまりむげに出すということは慎むような形にしたいと思いつつも、やはり受託者として責任を持ってやっていただく、人が来たときには対応していただくというようなこともありますので、何が何でも住民票上の住所を出しなさいというようなことにはできる限りしないような取扱いをしていきつつも、公益信託法上の義務が果たせるような形のものを考えていきたいと考えております。

それから、もう一点ですかね。固有の財産のことにつきましては、今、御指摘を踏まえたような形になっていると考えているのですけれども、現状についての御賛同の意見として伺ったということでもよろしいでしょうか。

○岡本参与 順番に言うと、合議制機関については確かに僕もあったほうが良いということもありますし、あることで体制を整えてほしいということも場合によっては必要だと思うのだけれども、その在り方を限定してほしい。その限定をついつい広げていって、あれば安心だよという形での広がり方になっていると読めるので、ほかの説明で、合議制機関についても、例の譲渡所得税との関係、承認特例との関係も出てきたりするので、一概には言えないところもあるのですけれども、それを踏まえても、一般的に公正とか専門性とかというときに、行政的な公正性とか専門性とは違っているので、NPOの公正性というのは行政機関的な公正性とはやはり違うので、つまり、多様性を前提としたような形での公正性であり、専門性なので、そういうことが生かされるような形にしないと、専門家と実務経験ということが必ず出てくるのですけれども、例えば当事者がその中に入る

ということが非常に重要だというのは実務経験と評価されるのかというと曖昧だと思うので、もう少し幅広い形で、実際のNP0がやっているところはいろいろな人たちをいろいろな理由に基づいて例えば理事にも入れたり、それから、実際に運営する会議の中に入れていくということがあるので、そういう意味での幅広さが入れられるようなことが必要で、従来の形での助成事業での合議制機関の持っているがんの研究に対する助成をするからがんの専門家を入れなくてははいけませんねというような水準だとか、それから、運用のときにももちろん金融的な知識が非常にないと運用は不可能ですというような場合に、そういう専門家を入れましょうと。それは当たり前に分かりますけれども、そうではないような形の多様な事業が行われる場合の専門性とか公正性の確保というときには幅広く考える必要があって、その選択についても、それから、その設置についても、ある意味受託者の団体や、それから、受託者そのものの裁量の幅というのを考えていくことが必要で、そういうことができるということを委託者が信頼して、まさに信託して、信頼して預けるということのリスクを引き受けるということでの委託と受託の形の自由さが本来の信託の本旨だと思うので、もちろん行政機関として受益者の公益目的なので税制優遇措置もあるのだからサポートをきちんとしなくてははいけないというのは分かりますが、全体としての冒険とか多様な実験を許すような仕組みというのを考えると、合議制機関の設置について必ず入れるべきだというような状況については限定性を強くしていただきたいと思っています。

ついでに言うと、今、ちょうど画面に出ているのですけれども、3分の1規制も信託の場合は受託者が親族でもいいわけですよ。それなのに合議制機関に3分の1を入れるというのは、信託の論理から必ず出てくるところではないと僕は思います。さっき言った譲渡所得税の問題からすると、承認特例の形で3分の1規制というのは出てくるかと思うので、そういう意味で必要だという議論をかぶせるのは残念ながら分かるのですけれども、信託の中から3分の1規制が必然的に出てくるものではないと思っているので、当然のように出てくるのは、公共法人規制との横並びということで入れていると思うのですけれども、それは適切とは思っていないということです。

それから、調書については、調書の書き方は非常にバラエティーがあるかと思うので、バラエティーが受け入れられるような形で各地方の行政庁が判断できるような、合議制機関が判断できるような考え方にしてほしい、様式にしてほしいという意見でございます。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

合議制については、必置ではないにもかかわらず必置っぽく読めるという御懸念ですかね。これは書き方なのかもしれません。

それから、調書に関しては、自分とはとにかく別途作る必要はなくて、あるものを出してくれというようなところで書いていただいたと理解しているのですが、それでよろしいのですよね。

○岡本参与 専門性ということで、高度の専門性がない場合には合議制機関を求めるとい

う形に常になって、そういう傾向が非常に強いのだけれども、普通の団体というのは高度の専門性は現場の知識で現場でやってきた経験が非常に重要なのです。そういうことを前提にして考えると、合議制機関の今のつくり方についてはいろいろな点でこれはいけるのかなと考えることが多いので、御考慮をお願いしたいということです。だから、あまり細かく数とか資格とか何かについての限定性を強くするようなことを求めるようなことはやってほうがいだろうなと思います。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

重ねて事務局から何か御説明があればお願いします。

○大野次長　合議制機関の専門性という意味で、高度な専門性は物によるということではないかと思います。普通、多くのNPOさんが現場でいろいろな経験を重ねておられると。そのこと自体は、事業の性格にもよりますけれども、専門性があるということではないかと考えております。

その一方で、国会でも議論になりましたけれども、一人でやるということと一人の判断というものをどうチェックするのか。やはり複数で判断する。複数の見識が交わって、そこで検討するというところに多くの公益性あるいは判断の適正性を確保するという意味があると思っております。

それから、3分の1規制の話でございますけれども、公益法人のところに3分の1規制というのがありますけれども、例えばそこまで重いものではなくても、一般法人の非営利徹底型なんていうのも3分の1規制がある。特定の親族のために財産が用いられることがあってはならないというのは当然のことであって、それを担保する仕組みをどうやって作るのか。御指摘のとおり、信託管理人がしっかりしているというようなことであれば、そこまでうるさく言う必要はないでしょうと。そこは全体として見るということであるのですけれども、そうではない場合については、受託者の判断をちゃんと適正にチェックする仕組みが必要になるということではないかと思います。確かに受託者と委託者が親族関係であっても構わないということではあるのですけれども、それはその親族のために財産を用いていいということでは全くありません。それをしっかりチェックすることが公益信託としては当然に求められるということではないかと考えております。

○湯浅座長　御説明ありがとうございます。

○岡本参与　でも、特別の利益を与えるような振る舞いがあるってはいけないというのは当然のことなので、そこについて異論を言っているわけでは当然ございませんので、念のため。

○大野次長　それは当然で、特別の利益を与えてはいけないと書いてあれば、それは担保されるのかというのがなかなか難しいところでありまして、そこはやはりそれぞれの公益信託内部でのガバナンスというのが必要になってくる。法律に書いてあるからそれを全くできるわけがないでしょうと言われてしまったら、ガバナンスなんて要らないということ

になりかねない。そういうものではなくて、そういうことが起こらないような仕組みをガバナンスとしてどう確保するのかということが求められていると考えております。

○岡本参与 ありがとうございます。

そうすると、どんどん事前規制になっていくということを僕は言っているということを御理解ください。

○湯浅座長 ありがとうございます。

何かまだ言い残したということがあれば、どなたか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、皆様、本日は御意見等をいただき、ありがとうございます。それから、事前に資料を精査いただき、また、多くのコメントを頂戴し、誠にありがとうございます。

皆様からいただいた御意見等は事務局で整理いたしたいと存じます。

ちょっと早いですけれども、以上で議事関係は全て終了いたしましたので、これで終了させていただきます。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○豊福企画官代理 4点ほど事務連絡を申し上げます。

1点目は、本日の会議資料、議事概要及び議事録は公益法人インフォメーションにて公表する予定でございます。

2点目でございます。ガイドライン案につきましては、幅広い意見を聞きつつ検討を進めていきたいと考えており、会議資料についてホームページで意見を受け付けることといたしております。一つ一つの御意見に回答することはできませんが、事務局において検討の参考にするとともに、研究会にも御報告いたします。

3点目でございます。本日御発言し切れなかった御意見につきましては、メール等でいただければ、次回の研究会にまとめて御提示させていただき、議事録等に記録することを考えております。

4点目でございます。次回の研究会は9月24日の13時から開催させていただく予定でございます。

事務連絡は以上4点でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、これで第7回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了とさせていただきます。

皆様方には積極的な御議論をいただき、ありがとうございました。